

民商だより

付録 全国商工新聞
2021/3/22 発行
全国商工団体連合会発行
第3451号

川越・東松山民主商工会 2021年3月17日 NO.10

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

業者支援強化を求め、3・13重税反対全国統一行動 川越地域、東松山比企地域、緊急事態宣言下、密を防いで集団申告

3/12、3・13重税反対全国統一行動を開催し、川越税務署、東松山税務署での集団申告を行いました。緊急事態宣言が延長となる中、予定していた集会・デモを短縮変更し、参加者が密にならないよう分散集合するなど、対策を立てた中での集団申告となりました。

川越地域では日本共産党の梅村さえこ衆院比例候補が参加。会場となった東部地域ふれあいセンターにて挨拶をいただきました。

東松山比企地域では、市民文化センターで行う予定だった集会・デモを急遽中止して、受付場所を駐車場へ移動しての行動となりましたが、予定通り集団申告を終えることが出来ました。



参加者を見送る下田会長、梅村さえ子候補
川越地域統一行動



文化センター駐車場での受付と税務署までの移動風景
東松山比企地域統一行動

中小・零細業者への税負担増大

消費税 10%の負担と共に、業者支援とされた持続化給付金・家賃支援給付金などにも税金が加算された今回の申告。

下田会長は、「見舞金扱いの給付金に課税するな。赤字でも払わなければならない消費税の減税を求めよう。」と訴えました。

緊急事態宣言、21日解除の予定 飲食店協力金（第4～6期）の申請は早めに

6期の申請は3/22から開始され、時短・休業に協力した飲食店には最大414万円が協力金として支給されます。4期（～2/7まで）の申請は3/26まで。早めに申請を行いましょう。

これら飲食店の協力金にも税金の納税義務が発生します。来年令和3年以降の国保・住民税・所得税合わせて約3割、120万円ほどが支払税金となりますので注意が必要です。

節税対策を検討しましょう。修繕費は原状回復工事なら一括で経費にできます。大家さんとの契約条件変更で、来年1年分の家賃先払いが経費になる場合があります。

青色申告で30万以内の資産を購入される方は、合計300万まで一括経費にできる特例があります。白色申告の方も、今年4/15までに税務署へ申請書を提出し青色申告に切り替えれば、今年分令和3年分から適用されます。

商売を続けるためのありがたい協力金。税金で持ってかれる前に有効に利用しましょう。

「一時支援金」自分の商売は対象になるのかどうか

3/8より緊急事態宣言に伴う収入減少についての支援金「一時給付金」の申請が始まっています。1～3月のどこか1カ月で売上50%減少が条件です。売上比較は2019年もしくは2020年との比較です。

支給対象となるのは、以下の事業者となります。

- ①飲食店の協力金対象のお店と直接・間接的に取引がある業者
- ②主に対面で一般消費者（個人）向けに商品・サービスの提供を行う業者
- ③上記②の業者に直接、商品・サービスの提供を行っている業者
- ④非常事態宣言地域の個人顧客と継続的な取引のある事業者全般

【確認と例】一般消費者との取引が、直接・2次間接的にあるかどうか

- 協力金対象の飲食店に食材を卸している問屋＝①なので○
- 深夜営業の無い飲食店に食材を卸している問屋＝③なので○
- ハウスメーカーと直接下請取引＝②なので○
- 上記の下請け業者との下請契約（ハウスメーカーとは孫請契約）＝直の取引先の受注相手が一般消費者でない（ウハウスメーカー）ので×
- 時々、一般客から仕事を受ける＝反復継続した取引でないので×
- 一般客相手の会社へ納入するリース業＝③なので○
- 定期的に介護施設で業務する理容・清掃・メンテナンス業＝③なので○
- ヤマトなどの宅配便会社下請け配送業＝③なので○
- 自動車部品メーカーの下請け＝販売会社の直下請けでないので×
- 自粛地域の個人客と継続取引するネット販売＝④なので○
- ウーバーイーツの配達員＝③なので○

民商では、認定機関での登録確認について、税理士法人第一経営と提携準備中です。会員さんは無料で認定してもらえよう打ち合わせをしています。

銀行などの金融機関は、融資の実行先でないとは断られる可能性があるようです。商工会・商工会議所は事前認定登録機関になっています。

まだの方はお急ぎください 申請期限が近い支援金・助成金

- 埼玉県感染防止対策協力金（第4期） 3/26までの予定
※緊急事態宣言に伴う営業時間短縮に協力した飲食店。
- 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金 3/31まで
※国の家賃支援給付金のマイページが3/24で閉鎖します。以降の申請の場合は、国の家賃支援給付金申請に使用した契約書等をお持ちください。
- 雇用調整助成金特例措置 4/30まで ※申請期限は支給後2か月（6/30）
1/8～3/31までの申請に関しては5/31までの提出が認められています。

3月の日程 自主計算 13:30～16:00 毎週木曜日

3/25 東松山セター（新郷）、3/18 川越事務所にて 事前予約ください

東松山市民文化センターでの相談会日程（事前予約制です）

場所 東松山市民文化センター 1階 第3会議室

日時 3/19（金） 10時～16時

3/23（火）、3/25（木） 14時～★20時

★事務所来場の際は事前に連絡ください。来場時は受付と検温をお願いしています。

民商公式LINE